

鹿野川

発行場 役場
 1960.6.20
 編集係 鹿野川町役場

本月の出来事

- 五月
 - 〇 森林組合総会開催
 - 一三日 経済委員会を開く
 - 一四日 婦人会役員会開催
 - 一六日 町内PTA連合会結成
 - 一七七日 澄男 脇坂信一
 - 一八日 岩谷校に於て体育会打合せ行われる
 - 一九日 酪農組合役員会開催
 - 二二日 母子福祉役員会開催
 - 二三日 部落長会開催 神戸製鋼工員募集試験行なわれる
 - 二四日 教員総会と教育長の会合有り
 - 二五日 運転者講習会 交通安全協会
 - 二六日 校長会開催 母子相談会開く
 - 二七日 教育委員会、教頭会開催
 - 二八日 マツシユ・ルーム生産者協同組合総会
 - 三〇日 狂犬病予防注射、宇和川校舎及び大谷小学校
 - 三一日 民生委員会開催 消防団分団長会開催 公民館運営委員会開催

六月

- 〇 大病予防注射、於岩谷小学校及び町役場
- 四日 共官部落農道祝賀会
- 八日 郡市農委職員部研修会開催
- 九日 植松のゲート開放
- 一五日 町議会協議会開く

町の人口動態

出	生
宇和川	沖 健二
中居谷	中 村 礼子
山鳥坂	石 戸 満子
死	中 田 章
名荷谷	泉 吉 弘
宇和川	楮 本 勇
人口	寺 野 清三郎
世帯数	西 野 士 蔵

男 一、四二一
 女 三、五八一
 (三五・五・三一)



公民館活動

はじまる

このほど教育委員会では、久しく空白状態にあった公民館の組織を整え、公民館活動を中心にして社会教育の振興を図ることに成り次の通り新しく役員員を選任した。

- 公民館長 和 氣 千 秋
- 公民館主事 永 田 利 幸
- 公民館運営審議会委員

- 脇坂信一
- 井上隆寿
- 綾井章江
- 楠野仁志
- 市川澄男
- 谷本義光
- 香川亀久次郎
- 和氣不二夫
- 椎野 肇 清
- 久保善恵
- 中居喜代光
- 山内利政
- 藤川守仲
- 谷本恒雄

鹿野川湖

ボート・レース

六月二十六日鹿野川湖において全日本高校漕艇選手権愛媛県予選大会並びに夏季大会が開催されます。地元からは大洲高校、鹿野川分校、野村高校予子林分校、鹿野川クラブが参加します。当日参加クルー、二十三の外に

高知大学、愛媛大学の対抗レースを行われることになってい

警察から

一、水の事故から子供をまもって下さい。子供が川や池で水遊びをする季節になりました。毎年のこの季節には多数の子供の生命がうばわれています。子供一人を水遊びにやることは危険ですから注意して下さい。空果と押売りをなくしましょう。

禁猟区域の設定を計画

鹿野川湖における、カモその他水鳥の保護育成のために鹿野川自然公園の区域(おやぶ地区を除く)を禁猟区とする計画が野村町、鹿野川町において進められています。

法律扶助の「活用」について

〇 私ども貸した金を返してくれないので裁判所へ訴えようと思っても、交通事故で受傷し損害賠償や治療費請求の訴えを起そうと思っても、山林や田畑の地境が相手方から侵害されているので正しい境を認めさせるため裁判所へ訴えるにも、法律知識がないと仲々むずかしいのでどうしても専門家弁護士に依頼して訴えを起すことになり、裁判にかけると色々な費用がかかります。弁護士さんにも手数料や報酬を支払わねばいけません。

ところが私どもはじめ誰でも結婚費用や学資金などは予め用意し蓄積して裁判する費用などとは個人として準備してないばかりか、結婚費学費は愚か病氣治療も出来ずその日の生活に困る方の中にはあると思われ、その様に勝つ見込みがある事案で訴えを起そうとされる人々を救済するために作られている法律扶助についてお知らせします。以上の様な人で、(イ) 貧困者(民生委員や福祉事務所などの証明した者)、(ロ) 中流生活の下の位のものも含まれます。

(ハ) 訴訟に勝つ見込みがあること(松山の扶助審査委員会の委員―弁護士、法務局職員―が本人から事情を良く聞いて扶助するかしないかを決定する)

(ニ) 不正な目的のためにするものでないこと。

(ホ) この三つの条件に叶えば裁判の費用として普通印紙代等実費の外、弁護士の手数料報酬など一切の費用を法律扶助協会から立替えてくれるのです。立替えてもらった費用は訴訟が終了した目的を達した場合依頼者はそれまでかかった費用を協会に返す義務があります。(訴訟に勝つて相手からもらったお金のうちから返せばよい) 相手から金が取れても僅かなときは事情により返済を免除したり猶予したり又月賦で弁済していただくこともよいのです。当法律扶助協会は財団法人として全国の弁護士の協力のもと昭和二十七年に生まれ、その事務所は、東京都千代田区蔵前一丁目日本弁護士連合会の中にもありますが、全部ではありません。各府県所在地、愛媛県にも愛媛支部が、松山市一番町松山弁護士会内にあります。法的の下に平等で至らしめたい。ありたいという憲法の精神を自由に感謝して受けて下さい。



県町民税の決定

昭和三十五年度の県町民税が
決り、六月第一期分の令書が発
付されます。貴方の一カ年分の
県町民税の額、納期等詳細に書
いてありますが、色々と御不審
の点もあるかと考えますので、
決定について簡単に説明したい
と思ひます。

一、県町民税納税義務者

- イ 住所をもっている者
- ロ 事務所、事業所、家屋敷をもっている者
- イ 昭和三十四年中に所得のなかつた人
- ハ 生活扶助をうけている人
- ハ 三十四年中に十三万円未満の所得なかつた人で六五才以上の老人者・未成年者（十八才未満）・傷害者・寡婦（扶養親族を有するものに限る。但し遺族年金や恩給法に基づく扶助料で、金額が遺族年金に準ずるものを受けける寡婦は扶養親族がなくとも非課税）・同居の妻（夫が均等割の義務を負わない場合を除く）
- 但し以上の人でも次のような時は課税される。
老年者、傷害者、又は寡婦が世帯主でその家族に家業に専従する健全なる成年者がある場合。

二、税金の算出について

県、町民税共に納税者へ均等に課する均等割と三十四年中の所得を基にして計算する所得割を合した額が一年分の税金でそれを四期に分けて納めることになりま
す。但し均等割だけの方は第一期に全額納入すること
になっていきます。

イ 均等割：世帯主四〇〇円

家業専従者二五〇円
均等割を納付する専従者二人以上を有する場合、一人当り五〇円、最高一五〇円を世帯主の均等割より控除

ロ 所得割：昭和三十四年中

の総収入から必要経費を控除し更に九万円を基礎控除をした所得額に累進税率を乗じ、算出税額より世帯内の扶養親族一人当り一〇〇円を差引した残りが町民税所得割です。町民税所得割の百分の七相当額が県民税所得割です。

以上で大体の課税説明を終り

ますが、この説明を基にして第一期の令書をよく見られた上で違法又は誤があると思われる場合は七月二十日までに文書を以て異議申立をして下さい。異議が正当であれば第二期以後で増減の調整をいたしますので、第一期分はそのまゝ納期内に納めて下さい。



拠出制による

国民年金制度

国民が、一人残らず年金がもらえる制度が出来ました。現在、すでに七〇才以上の人とか、身体障害者とか、母子家庭の人達は掛金を納めずしてもらえる福祉年金が支払われておりますが、明年四月一日からは一定の掛金を納め、一定の条件に該当した人がもたらう拠出制国民年金が始まります。この年金の被保険者となる者は満二十才から満五十九才までの人であつて、これら九才までの人を問わず、強制適用となるわけですが、これの外希望で、加入出来る人保険料前納制度又は免除される者等、色々規定があります。順次説明をいたします。

以上述べました制度のための

世帯調査を七月各世帯毎に行いますから、御協力下さい。

(一) 調査の目的

国民年金の強制適用被保険者。任意加入者。保険料免除者等を、は握しこの制度の円滑なる処理をなす。

(二) 調査対象

各世帯について世帯員のうち、国内に住所を有する明治三十九年四月一日から昭和七年三月三十一日までに出生した者。

(三) 調査項目

- イ 氏名、性別、生年月日、続柄、住所、職業、勤務先
- ロ 被用者年金の被保険者の

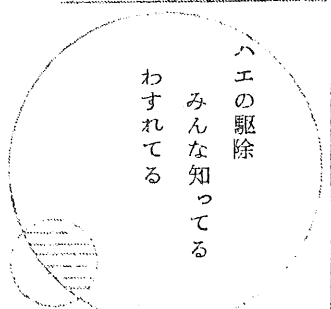
春の農繁期献立一週間

喜多中央普及所川上支所

	朝食	昼食	間食	夕食
日	味噌汁 きゃべつ、煮干、わかめ、干揚、みそ漬物	鉄火味噌 すごもり 人参、きゃべつ、卵	おにぎり きな粉まぶす 青のり	竹輪、野菜炒め、竹輪、じゃが芋、ごぼう、生揚げ
月	味噌汁 ふ、じゃが芋、煮干、玉ねぎ、みそ こんぶ佃煮、からし	柳川漬（保存食） 玉ねぎ、魚、ごぼう、人参、大豆、きゃべつの塩もみ	野菜入蒸しパン	たまごはんぱ、ごぼう、人参、煮干汁、トーフ汁
火	味噌汁 ねぎ、じゃが芋、卵、煮干、みそ、しゃりしゃり揚大豆、油、大根	磯香漬（保存食） こんぶ、玉ねぎ、め、玉ねぎ味噌和え	ふかし芋 めざし	ひじきと油揚げの炒め物、油揚げ、華風酢物、人参
水	味噌汁 ふ、玉ねぎ、煮干、人参、みそ漬物	奴豆腐 粉ふき芋	きな粉じること だんご入	野菜煮付け、いしよ、いんげん、干大根、あげ漬物
木	味噌汁 豆腐、煮干、ねぎ、みそ、煮物、大豆、こんぶ、野菜	野菜の卵とじ きゃべつ、人参、ばれいしよ、卵、ごま、醤油、青のり、黄粉、煮干粉	しょう油だんご	かやくうどん、天ぷら、ねぎ、煮干、酢物
金	味噌汁 ねぎ、ふ、煮干、いりこの佃煮	南ばん漬（保存食） 魚、人参、玉ねぎ、きゃべつ漬物	ごま入りパン（ミルク） 牛乳（山羊乳）	お好み焼、人参、きゃべつ、花かつを、卵、油、野菜サラダ
土	味噌汁 わかめ、きゃべつ、煮干、卵、おひたし、青菜、花かつを	ばれいしよの金びら、ばれいしよ、生揚げ、煮干佃煮	かりんとう、ふかし芋、バター	ライスカレー、きゃべつ漬物

有無。公的年金受給権者の有無
任意加入者の加入有無
前納制度利用の有無及び保険料免除該当事項の有無
調査方法
調査は昭和三十五年七月

中に実施する
調査は各世帯に対し調査票を配付して世帯主に於て所要の事項を記入し、提出していただく。
調査票は県国民年金課に於て調整下附されるものである。



農繁期あけの病気を防ぎましょう